

一般財団法人女性労働協会 定款

目次

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 資産及び会計
- 第4章 評議員
- 第5章 評議員会
- 第6章 役員
- 第7章 理事会
- 第8章 事務局
- 第9章 会員
- 第10章 定款の変更、合併及び解散等
- 第11章 公告の方法
- 第12章 補則
- 第13章 附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人女性労働協会（以下、「本協会」という。）（英文名 J a p a n Association for the Advancement of Working Women。略称「JAAWW」）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、あらゆる年代の女性に関する労働問題についての啓発、相談、調査、研究等の事業を行うことにより、社会における女性の地位向上及び女性の福祉の増進を図り、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての調査・研究
- (2) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての広報・啓発
- (3) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての情報・資料の収集及び提供
- (4) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての相談・助言
- (5) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての研修、講演、シンポジウムの開催
- (6) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての内外関係機関等との交流及び協力
- (7) あらゆる年代の女性に関する労働問題についての出版物・ソフトウェア等の編集・作成・発行
- (8) 損害保険の代理店業務
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会が定めた財産は、本協会の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経た上で、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号から第5号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第9条 本協会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本協会に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情のある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記するものとする。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期を満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第10条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 本協会は、評議員の職務執行の対価として次項に定める報酬を支給することができる。

2 評議員には、本協会の評議員会に出席した時、1人1回につき2万円を支給する。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第17条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決 議)

第19条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決

し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員全員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長と出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。
- 6 監事は本協会の理事又は事務局職員等の使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第23条第1項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員報酬等)

第29条 本協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事には、別に定める規程に基づき報酬を支給する。

3 非常勤役員には、本協会の理事会に出席した時、又は監査業務等を実施した時に、1人1回につき2万円を支給する。

(顧問)

第30条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、評議員会及び理事会において、任期を定めたいえで選任する。

3 顧問は、評議員会及び理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成及び権限)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び専務理事の選定及び解職

3 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 残余財産の処分

(2) 基本財産の処分又は除外の承認

(3) 長期借入金

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(開催)

第32条 通常理事会は、毎事業年度年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招 集)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4 前項3項の規定にかかわらず、役員の間意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第36条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第40条 本協会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

第9章 会 員

(会 員)

第41条 本協会の目的に賛同し、後援する者として、賛助会員及び特別会員の2種の会員を置く

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条の目的、第4条の事業並びに第11条の評議員の選任等についても適用する。

(合併等)

第43条 本協会は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

第44条 本協会は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第45条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第46条 本協会が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は、鹿嶋 敬とする。
- 4 本協会の最初の専務理事は、福沢 恵子とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
渥美 雅子、桜井 陽子、中林 正雄、樋口 恵子、松崎 毅、若菜 允子